

別記様式第1号(第四関係)

も　て　ぎ　ま　ち　す　と　う　ち　く　か　つ　せ　い　か　け　い　か　く  
茂木町須藤地区活性化計画

栃木県、栃木県茂木町

平成24年1月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	茂木町須藤地区活性化計画					
都道府県名	栃木県	市町村名	茂木町	地区名(※1)	須藤地区	計画期間(※2)

### 目標 : (※3)

本地区は典型的な中山間地域の様相を呈し、農業従事者の高齢化や深刻な担い手不足に加え、鳥獣害や生産条件の不利な土地条件などにより、農家人口及び農業従事者数が減少傾向を示し、併せて遊休農地が発生する等の状況にあることから、農家の所得機会の確保による農家経営の安定化を図り地域活力低下の抑制に寄与するための対策を早急に講じる必要が生じている。

このため、当地区で生産される農産物を専らの対象とする農産物加工処理施設を地区内に整備し、付加価値を付与した上で直売所等に出荷する仕組みを整える。

当該施設の整備により、主力加工品となる「ゆず」の効率的な集荷、加工処理量の増大及び効率的な出荷を行い、併せて、廃棄処分していた地域農産物の商品化、振興果樹類の加工処理を可能とすることにより、農業従事者が高齢化する中で最大限の農業所得の向上を目指し、農家の経営基盤の安定化を図ることにより、地区農家人口の減少の抑制につなげ地域の活性化に寄与することとする。

具体的には、地区的農家人口の減少率7%(H17年430人からH22年400人:世界農林業センサス)を、農家所得の増大によって農家人口の減少が抑制された逆川地区と同等程度の農家人口の減少率4%(H17年576人からH22年555人:世界農林業センサス)に抑制する。

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

茂木町は、栃木県の東南端、茨城県境に位置し、県都宇都宮市から約30km、標高150mの山並が連なるハ溝山系の中にあり、町の面積の約7割を山林が占める典型的な中山間地域である。かつては葉タバコの一大産地であったが、葉タバコ産業の衰退後、傾斜地を利用したコンニャク、豊富な森林資源を活用したシイタケの生産へと移り変わった。近年では、イチゴ、ナス、ブルーベリーなどの首都圏農業を推進している他、遊休農地を利用したブルーベリー、ゆず、梅などの果樹栽培、中山間地域ならではの少量多品目栽培による直売所向けの野菜栽培がおこなわれている。

須藤地区は、中山間地域ならではの小区画不整形な農地が多く大規模な農業経営には向きのため1戸当たりの経営耕地面積こそ少ないが、直売所向けの少量多品目栽培に取り組む農家もある。

#### 現状と課題

本地区の農業生産基盤は、小区画かつ不整形な農地が多いなど中山間地域特有の不利な生産条件となっている。

このような状況の中、遊休農地を活用した果樹(うめ)や棚田のオーナー制度、ブルーベリーの摘み取りやりんごのもぎ取り等の体験農園など都市農村交流施策を開いているものの、農業所得の向上による農家経営の安定を図るまでには至っていない状況にある。

このため、「ゆず」等の振興作物をはじめとする地区内農産物を有効かつ効率的に集荷、加工処理、出荷販売し農業所得の増大及び農家経営の安定につなげることが、農家人口の減少を抑制し地域を活性化する上で重要な課題となっている。

#### 今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化や担い手不足による農業振興上の課題については、本事業により、農家所得の増大に寄与する農産物処理加工施設を整備し、「ゆず」の効率的な集荷、加工処理、出荷販売を可能とともに、ゆず苗木の配布による作付の拡大やブルーベリー等の作物の振興を併せておこなうこととする。

また、漬け物等加工処理品目の拡大に取り組むことにより、付加価値の高い加工農産物等の出荷・販売及び廃棄処理していた農産物の有価販売等を行うことにより、農家経営の安定化による地域農業の振興と地域の活性化を目指す。

また、農産物処理加工施設においては、地区内での新規雇用者を3名以上確保することとしており、地区的雇用の受け皿としての機能を発揮させるとともに、地区農家や需要者、町等との緊密な連携及び交流にも寄与するものとして、地域活性化の拠点としての機能を発揮することとする。

なお、活性化計画終了年度の翌年度には地域の農産物の販売額の増加及び、農業所得の増大に伴う農家人口の減少の抑制について目標の達成状況を検証するとともに、雇用状況についても検証することとする。

#### 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
茂木町	須藤地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	茂木町	有	イ	

### (2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)…該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)…該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)…該当なし

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

須藤地区(栃木県茂木町)	区域面積 (※2)	2, 859. 5ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積2,859.5haのうち農林地面積が2,365.6haであり、区域面積の82.7%を占めている。 また、全就業人口1,492人に対して農林業従事者は371人、24.8%(2005国勢調査)であることから20%以上を占めており、農林業が重要な産業となっている地域である。		
②法第3条第2号関係: 人口は住民基本台帳によると平成17年には2,923人で平成22年では2,665人の258人の減となり、減少率は9%となっている。 また、2005年農林業センサスでは、農林業従事者の内、65歳以上の高齢者の占める割合は45. 3%となっており、農産物の販売金額を増加させ新規就農者等による定住者を確保することが活性化のために必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は全て農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。 また、都市計画法に基づき指定された用途地域は含まれていない。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項…該当なし

### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者	権利の種類(※1)	土地所有者	農地(※2)	市民農園施設	

### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

#### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項…該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄には、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、農産物加工処理施設を地区内に整備することにより、農業従事者が高齢化する中で最大限の農業所得の向上を目指し、農家の経営基盤の安定化を図ることにより、地区農家人口の減少の抑制につなげ、地域の活性化を図ることを目標としている。

農業従事者数は、2010世界農林業センサスの数値を元にし、その後の異動について農家台帳により把握し、栃木県、茂木町による評価を行うほか、茂木町農業振興整備促進協議会等の農業関係者において、検証を行うとともに、結果を公表する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。